

平成24年第3回定例会会議録（第6号）

平成24年9月24日

○出席議員（25名）

1番	森	大輔	君	2番	三重	忠昭	君
3番	手束	貴裕	君	4番	野上	泰生	君
5番	森山	義治	君	6番	穴井	宏二	君
7番	加藤	信康	君	8番	荒金	卓雄	君
9番	松川	章三	君	10番	市原	隆生	君
11番	国実	久夫	君	12番	猿渡	久子	君
13番	吉富	英三郎	君	14番	黒木	愛一郎	君
15番	平野	文活	君	16番	松川	峰生	君
17番	野口	哲男	君	18番	堀本	博行	君
19番	山本	一成	君	20番	永井	正	君
21番	三ヶ尻	正友	君	22番	江藤	勝彦	君
23番	河野	数則	君	24番	泉	武弘	君
25番	首藤	正	君				

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市長	浜田博	君	副市長	友永哲男	君
副市長	阿南俊晴	君	教育長	寺岡悌二	君
水道企業管理者	亀山勇	君	監査委員	恵良寧	君
総務部長	釜堀秀樹	君	企画部長	大野光章	君
建設部長	糸永好弘	君	ONSENツーリズム部長	亀井京子	君
生活環境部長	永井正之	君	福祉保健部長兼福祉事務所長	伊藤慶典	君
消防長	渡邊正信	君	教育次長	豊永健司	君
監査事務局長	三瀬正則	君	政策推進課長	稲尾隆	君

○議会事務局出席者

局長	檜垣伸晶	参事兼調査係長	宮森久住
次長兼庶務係長	小野大介	次長兼議事係長	浜崎憲幸
主査	河野伸久	主査	溝部進一

主 任 甲 斐 俊 平 主 任 波 多 野 博
主 任 池 上 明 子 主 事 山 本 佳 代 子
速 記 者 桐 生 能 成

○議事日程表（第6号）

平成24年9月24日（月曜日）午前10時開議

- 第 1 上程中の全議案に対する各委員長報告、討論、表決
- 第 2 議第90号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて
- 第 3 報告第 9号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率について
報告第10号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率について
報告第11号 別府市南部振興開発株式会社の第27期決算報告書及び清算事業年度報告書の提出について
報告第12号 市長専決処分について
- 第 4 議員提出議案第12号 東九州自動車道北九州～大分～宮崎間の平成26年度までの全線開通を求める意見書
議員提出議案第13号 李明博韓国大統領の言動に抗議し、政府に対韓国外交の見直しを求める意見書
議員提出議案第14号 香港民間団体による領海侵入及び尖閣諸島不法上陸に関する意見書
議員提出議案第15号 税制全体の抜本改革の確実な実施を求める意見書
議員提出議案第16号 自治体における防災・減災のための事業に対する国の財政支援を求める意見書
議員提出議案第17号 伊方原発の再稼働に反対する意見書
議員提出議案第18号 「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書
議員提出議案第19号 国民健康保険に対する国庫負担の増額等を求める意見書
- 第 5 議員派遣の件

○本日の会議に付した事件

日程第1～日程第5（議事日程に同じ）

午前 10 時 00 分 開会

○議長（松川峰生君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第 6 号により行います。

日程第 1 により、上程中の全議案に対する各常任委員会及び決算特別委員会の審査の経過と結果について、各委員長から順次報告を願います。

（厚生消防委員会委員長・松川章三君登壇）

○厚生消防委員会委員長（松川章三君） 去る 9 月 11 日の本会議において、厚生消防委員会に付託を受けました議第 69 号平成 24 年度別府市一般会計補正予算（第 3 号）関係部分外 4 件について、9 月 19 日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、この経過と結果について報告いたします。

初めに、議第 69 号平成 24 年度別府市一般会計補正予算（第 3 号）関係部分についてであります。

消防本部関係部分では、当局より、財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業の助成金を活用し、煙体験用資機材や訓練用の A E D、消防団格納庫に配備する救命胴衣等の購入を行う、また、災害補償として消防団員の公務災害に対する補償費を計上した旨の説明がありました。

委員より、各資機材の活用方法や公務災害の詳細等について質疑がなされ、当局の説明を受け、これを了といたしました。

次に、障害福祉課関係議案についてであります。まず、障害者虐待防止に要する経費では、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の施行に伴い、普及啓発に要する経費、入所等の措置を行うために必要な居室を確保するための委託料、また、高齢者福祉課との連携協力体制の整備として、別府市高齢者虐待防止ネットワーク委員会設置要綱を改正、障害福祉関係機関の委員 3 名を追加する経費であるとの説明がありました。

委員より、障がい者への虐待は、在宅や医療機関・福祉施設等で考えられるが、相談等の対応はどのように行うのかとの質疑がなされ、これに対し当局より、それぞれ相談窓口は異なるが、市に相談があった際には、関係機関との情報交換等を行い、今後さらに連携強化を図ることにより、虐待の予防、早期発見に努めたいとの答弁がなされました。

他の経費についても詳細な説明を受け、これを了とした次第であります。

次に、児童家庭課関係部分であります。要保護児童対策に要する経費では、県の全額補助にて、児童虐待の未然防止や再発防止対策として、4 事業を行うとの説明がありました。

委員より、訪問事業等の現状についての質疑がなされ、当局より説明を受け、さらに委員より、関係部署との連携を取る必要があるのではないかと意見に対し、各課との連携を強化、随時体制の見直しを行っていききたいとの答弁がなされました。

他の経費についても詳細な説明を受け、これを了といたしました。

その他、健康づくり推進課関係部分についても当局の詳細な説明を受け、これを了とし、最終的に議第 69 号平成 24 年度別府市一般会計補正予算（第 3 号）関係部分については、それぞれ採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして議第 73 号平成 24 年度別府市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）であります。歳入として、平成 23 年度決算により発生した剰余金を計上、歳出として、平成 23 年度分における国などへの返納金、及び次年度以降の歳入不足に対応するため、別府市介護給付費準備基金への積立金を計上するものであるとの当局の説明があり、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議第 78 号ひとり親家庭等に対する医療費助成について、償還払いから現物給

付への変更や一部自己負担を導入する等による、条例の全部改正、及び議第 79 号別府市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正、並びに議第 82 号電気自動車等の急速充電設備設置における、位置・構造・管理についての規定を追加するための、火災予防条例の一部改正、以上 3 件は、いずれも当局説明を適切妥当と認め、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の概要と結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。(拍手)

(建設水道委員会委員長・穴井宏二君登壇)

○建設水道委員会委員長(穴井宏二君) 建設水道委員会は、去る 9 月 11 日の本会議において付託を受けました議第 69 号平成 24 年度別府市一般会計補正予算(第 3 号)関係部分外 6 件について、9 月 19 日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告いたします。

初めに、議第 69 号平成 24 年度別府市一般会計補正予算(第 3 号)関係部分についてであります。

道路河川課関係部分では、当局から、さきの台風 4 号並びに 5 号及び梅雨前線豪雨により被害を受けた箇所の災害復旧及び今後災害を受ける可能性の高い箇所の災害対策として、市道ののり面防護工事や冠水箇所の注意喚起標識の設置等、また、橋梁長寿命化計画に基づき、橋梁点検調査において発見された経年劣化の激しい橋や、災害時の緊急輸送路等に活用する主要な橋梁の補修、また、津波発生の際の避難路整備に伴う関連予算の説明がなされました。

また、公園緑地課関係部分では、台風及び梅雨前線豪雨による災害対策のため、東荘園児童公園、鉄輪東公園、扇山第 2 幼児公園の改修工事関連予算を計上し、さらに、建築住宅課関係部分では、梅雨前線豪雨等により市営住宅の雨漏りによる屋上防水改修や、緑地の表層土の流出対策及び外灯の LED 化に伴う関連経費の補正計上、加えて、建築指導課関係部分では、緊急雇用創出事業として、臨時職員の雇用を行うための関連予算を計上した旨の説明がなされました。

最終的に、議第 69 号関係部分については、いずれも当局説明を適切妥当と認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第 88 号市長専決処分についてであります。

さきの台風及び梅雨前線豪雨で発生した被害のうち緊急に復旧する必要があるものについて、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、7 月 10 日付で補正予算(第 2 号)の専決処分を行った旨の当局の説明を了として、全員異議なく承認すべきものと決定した次第であります。

次に、議第 72 号別府市公共下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)、及び議第 80 号別府市下水道条例の一部改正について、並びに議第 81 号別府市公共下水道の構造等の基準に関する条例制定については、当局からの詳細な説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第 85 号建設工事委託に関する基本協定の締結についてであります。

当局より、中央浄化センター汚泥消化タンク建設工事委託に伴い、日本下水道事業団と基本協定を締結しようとするもので、1 次汚泥消化タンク 1 基の建設工事に係る設計書作成、施工管理等を委託するものであるとの当局の説明を了として、全員異議なく可決すべきものと決定したものであります。

最後に、議第 75 号平成 23 年度別府市水道事業剰余金の処分及び平成 23 年度別府市水道事業会計決算の認定についてであります。

当局より、平成 23 年度決算内容について、財政状況、業務量及び建設改良事業などの詳細な説明がなされ、また、平成 23 年度決算における当該年度の純利益を減債積立金並びに建設改良積立金に処分いたしたいとの説明がなされました。

これに対し委員より、給水人口の減少に伴う営業収益等の減収に対処した経営の改善状況と今後の取り組みについての質疑に対し、平成 23 年度に実施した滞納整理業務等の委託に引き続き、経営健全化に向けた民間委託の検討並びに上下水道事業の一元化及び市長事務部局との人事交流等を視野に入れた取り組みについて、引き続き検討していきたいとの答弁がなされました。

また、新規採用者の抑制等による抜本的な経営改善についての質疑に対し、水道管等の老朽化や耐震化対策に必要な技術職を重点的に確保していく中で危機管理意識を持って経営改善に取り組みたいとの答弁がなされました。

これに対して委員より、水道事業は市民生活に密接に関係する事業であり、行財政改革や民間委託等により市民生活の質が低下しないことを前提に、その都度見直し等を行うとともに議会に報告等を行い、理解を示すべきとの意見がなされました。

最終的に、議第 75 号については、採決の結果、原案のとおり可決及び認定すべきものと決定した次第であります。

以上が、当委員会に付託を受けました、議案の審査とその結果についての報告であります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。(拍手)

(総務文教委員会副委員長・野上泰生君登壇)

○総務文教委員会副委員長(野上泰生君) 委員長にかわりまして、副委員長の私から御報告いたします。

総務文教委員会は、去る 9 月 11 日の本会議において付託を受けました議第 69 号平成 24 年度別府市一般会計補正予算(第 3 号)関係部分外 8 件について、9 月 19 日に委員会を開会し、審査を行いましたので、その経過と結果について御報告いたします。

初めに、議第 69 号政策推進課関係部分については、平成 23 年度一般会計決算に係る剰余金に関し、委員より、別府市財政調整基金の積み立て目的について質疑がありました。

これに対し当局からは、今後の防災減災対策、公共施設の長寿命化、環境対策について引き続き対応しなければならない。予算計上については、前倒ししながら、なおかつ年度間の平準化を図り、事業を実施していきたいとの説明がありました。

これを受け委員からは、防災減災対策等にとどまらず、市民要求や経済対策なども加味し、予算の執行を図るよう要望がありました。

次に、自治振興課関係部分ですが、防災士養成事業について、委員から、高齢の防災士も少なくない。市から自治会に共助、公助の観点から年齢制限等も含め、適任者の推薦をお願いするべきではないかとの意見がありました。

これに対し当局から、地域の防災力を高めるため、非常時に防災士を中心とし、地域で減災に努めなければならない。防災士は自治会や自主防災会との連携が必要であるので、防災士養成研修受講者の推薦については、その地区で認められたものでなければならないと考えているとの説明がありました。

また、委員から、津波避難ビルの指定状況やその広報について確認があり、これに対し当局から、津波避難ビルは現在 15 棟あり、市民への周知については、市報やホームページでの広報、さらに自治会を通じての周知を行っているとの説明がありました。

そのほか、別府市南部振興開発株式会社社残余財産分配金についてや、市庁舎外壁改修工事のための実施設計費及び大会議室照明の LED 化、さらに別府市コミュニティセンターのシロアリ駆除委託料及び事故に対する損害賠償金など、議第 69 号関係部分について、

それぞれ当局から説明を受け、これを了とした次第であります。

また、議第70号平成24年度別府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）については、前年度出産育児一時金補助金の精算に伴い国庫返納金を計上するもの、議第74号平成24年度別府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、前年度決算に伴う繰越金の計上等、当局説明をそれぞれ受け、これを了といたしました。

以上、予算議案3件については、最終的に採決の結果、いずれも全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、条例議案2件についてであります。

議第76号別府市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定については、高度な専門的知識を有する者などを民間から任用するもので、非常勤や臨時職員と異なり公権力の行使ができること、また、当面は短時間勤務の生活保護を担当するケースワーカーを採用し、福祉部門の強化を図りたいとの説明がありました。

これに対し委員から、採用する職員の給与や年齢制限、また募集方法について質疑があり、それぞれ当局の詳細な説明を受け、これを了といたしました。

また、議第77号別府市税条例の一部改正については、市内における公益の増進に著しく寄与する法人の地域に密着した公益活動の促進を図るとともに、「地域社会の会費」としての個人住民税の性格や地方分権の観点も踏まえ、寄附金税額控除の対象を追加するものであるとの当局説明を了とした次第であります。

以上、条例議案2件については、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議第83号及び議第84号工事請負契約の締結について、議第86号和解及び損害賠償の額の決定について、さらに議第87号別府速見地域広域市町村圏事務組合規約の一部変更について、以上議案4件については、それぞれ当局の説明を適切妥当と認め、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上で、当委員会に付託を受けました議案9件に対する審査の経過と結果についての御報告といたします。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

（観光経済委員会副委員長・三重忠昭君登壇）

○観光経済委員会副委員長（三重忠昭君） 委員長にかわりまして、副委員長の私から御報告申し上げます。

観光経済委員会は、去る9月11日の本会議において付託を受けました議第69号平成24年度別府市一般会計補正予算（第3号）関係部分外1件について、9月19日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

初めに、議第69号平成24年度別府市一般会計補正予算（第3号）関係部分についてであります。

まず、商工課関係部分では、緊急雇用創出事業として2課2事業を実施し、新たに3名の新規雇用を創出するための関連経費を補正計上しようとするもの等の当局説明を適切妥当と認め、これを了といたしました。

続いて、農林水産課関係部分では、地域農業マスタープラン作成に当たり、地域との協議を進めた結果、青年就農給付金の交付対象者が確認できたため、及び5月に東山地区が大分県より特認地域の認定を受け、中山間地域等直接支払制度の交付対象地域となったため、関連経費を補正計上しようとするもの。また、6月24日及び7月3日から4日の梅雨前線豪雨により、被災した市内34カ所の農地及び農業用施設の災害復旧に要する経費を補正計上しようとするもの等の説明がなされました。

委員から、青年就農給付金の交付対象者の要件等についての質疑がなされ、当局から、

対象者となるには、地域での認定が必要等の答弁がなされ、これを了としたところであります。

次に、農業委員会事務局関係部分では、平成21年12月の農地法改正に伴う事務量増加に対する補助金等、関連経費を補正計上しようとするもの等の当局説明を了とし、最終的に、議第69号平成24年度別府市一般会計補正予算（第3号）関係部分については、採決の結果、いずれも全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議第71号平成24年度別府市競輪事業特別会計補正予算（第1号）については、平成23年度予算の出納閉鎖に伴い事業収支が確定したことにより、一般会計繰出金の1億円追加等、関連経費を補正計上しようとするものとの当局説明を適切妥当と認め、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をした次第であります。

以上で、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の経過と結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

（決算特別委員会委員長・永井 正君登壇）

○決算特別委員会委員長（永井 正君） 去る9月14日の本会議において設置されました決算特別委員会の審査の経過と結果について御報告をいたします。

当委員会に付託を受けました議案は、議第89号平成23年度別府市一般会計歳入歳出決算及び平成23年度別府市各特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

9月14日の本会議終了後、委員会を開催し、冒頭、正副委員長の互選を行いました。その結果、不肖私、永井正が委員長に、穴井宏二君が副委員長に選任されましたので、よろしく願いをいたします。

続いて、議案の審査に入り、審査の方法並びに日程等について協議をいたしました。本件については、その内容が広範多岐にわたるため、今会期中に審査を終了することが困難であるとの観点から、全員異議なく、さらに閉会中も引き続き継続審査とすることに決定をした次第であります。

以上、当決算特別委員会における審査の概要についての報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（松川峰生君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

少数意見の報告はありませんので、これより討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

（15番・平野文活君登壇）

○15番（平野文活君） 私は、日本共産党議員団を代表して、議第75号平成23年度別府市水道事業会計決算について、反対の討論を行います。

毎年の決算で、私たちは、水道会計はもうけ過ぎだと指摘してきましたが、今回の決算でも同じ指摘をせざるを得ません。平成23年度決算でも、新たな借金は1億円で、建設改良事業に6億5,952万円、企業債元金の償還に2億7,242万円、合計約9億3,000万円の支払いができています。これは、それだけの収入があるからであります。その結果、平成13年度からの10年間に自己資本金は49億円もふえ、借金残高は18億円も減っています。さらに、内部留保資金は一昨年度より2億7,000万円もふえ、18億5,600万円にも達しています。

毎年の監査委員の意見書で、「さらに労働生産性の向上を」と指摘されていますが、同時に、現状でも経営は短期的にも長期的にも安定していると評価されています。こうした状況を踏まえ、我が党は、水道料金の引き下げを提案してきました。今回の質疑では、せめて基本料金の引き下げや福祉減免の対象拡大をと提案しましたが、当局の見解は、「将来の検討課題」と言うだけであります。

また、依然として、せつかく1トン当たり147円もかけてつくった水が、195万トンも水漏れしています。また、今回の質疑では、水道管の耐震化率は、導水管で15.5%、送水管で47.9%、配水本管で18.5%と、南海トラフの大震災の危険が指摘されている中で、極めて危うい状況であることが明らかになりました。これらは、施設が老朽化しているからですが、災害対策費など料金に転嫁すべきでない費用は、一般会計で負担するようにと国が指導している繰り出し基準に基づく最小限の負担さえ、別府市当局は、「優先度は低い」として拒んで、災害対策費の全額を市民の水道料金に転嫁し続けています。

このような平成23年度水道事業決算には同意できないということを申し上げまして、反対討論を終わります。(拍手)

○議長(松川峰生君) 以上で、通告による討論は終わりました。これにて討論を終結いたします。

これより、上程中の全議案について、順次採決を行います。

上程中の全議案のうち、議第89号平成23年度別府市一般会計歳入歳出決算及び平成23年度別府市各特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する委員長の報告は、さらに閉会中も引き続き継続審査にしたいとの報告であります。

本件については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松川峰生君) 御異議なしと認めます。よって、本件は、委員長報告のとおり、さらに閉会中も引き続き継続審査することに決しました。

次に、議第69号平成24年度別府市一般会計補正予算(第3号)に対する各委員長の報告は、いずれも原案可決であります。本件については、各委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松川峰生君) 起立多数であります。よって、本件は、各委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第75号平成23年度別府市水道事業剰余金の処分及び平成23年度別府市水道事業会計決算の認定についてに対する委員長の報告は、これを可決及び認定すべきものとの報告であります。本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松川峰生君) 起立多数であります。よって、本件は、可決及び認定すべきものと決定いたしました。

次に、議第70号平成24年度別府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)から、議第74号平成24年度別府市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてまで、及び議第76号別府市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてから、議第87号別府市杵見地域広域市町村圏事務組規約の一部変更についてまで、以上17件に対する各委員長の報告は、いずれも原案可決であります。以上17件については、各委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松川峰生君) 御異議なしと認めます。よって、以上17件は、各委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第88号市長専決処分についてに対する委員長の報告は、これを承認すべきものとの報告であります。本件については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君） 御異議なしと認めます。よって、本件は、委員長報告のとおり承認されました。

次に、日程第2により、議第90号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてを上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（市長・浜田 博君登壇）

○市長（浜田 博君） 御説明いたします。

ただいま上程されました議第90号は、人権擁護委員として、渡邊明子氏を推薦いたしましたので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

何とぞ、よろしく願いいたします。

○議長（松川峰生君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議第90号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君） 御異議なしと認めます。よって、議第90号は、原案に同意を与えることに決定いたしました。

次に、日程第3により、報告第9号地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率についてから、報告第12号市長専決処分についてまで、以上4件の報告が提出されておりますので、一応当局の説明を求めます。

（副市長・友永哲男君登壇）

○副市長（友永哲男君） 御報告いたします。

報告第9号及び報告第10号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成23年度決算に基づく健全化判断比率及び各特別会計の資金不足比率について、監査委員の意見をつけて議会に報告するものであります。

健全化判断比率については、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率はなく、実質公債費比率は3.2%と、早期健全化基準の範囲内にあります。また、資金不足比率については、各特別会計ともありません。

報告第11号は、別府市南部振興開発株式会社の清算が終了したことに伴い、第27期決算報告書及び清算事業年度報告書を議会に提出するものであります。

報告第12号は、市道上の原動機付自転車損傷事故外4件の和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、市長において専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

以上、4件につきまして御報告を申し上げます。

○議長（松川峰生君） 以上で、当局の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君） 別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切ります。

以上4件の報告は、議会に対する報告でありますので、御了承願います。

次に、日程第4により、議員提出議案第12号東九州自動車道北九州～大分～宮崎間の平成26年度までの全線開通を求める意見書から、議員提出議案第19号国民健康保険に対する国庫負担の増額等を求める意見書まで、以上8件を一括上程いたします。

まず、議員提出議案第12号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(4番・野上泰生君登壇)

○4番(野上泰生君) 議員提出議案第12号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて提案理由の説明にかえさせていただきます。

東九州自動車道北九州～大分～宮崎間の平成26年度までの全線開通を求める意見書

東九州自動車道は、沿線にある福岡、大分、宮崎及び鹿児島4県の910万住民にとって、災害時や救急医療に不可欠な「命の道」、農林水産業の市場拡大や企業誘致、観光振興を促進する「活力の道」、そして通勤・通学や買い物など暮らしに必要な「生活の道」として最低限必要な社会基盤であり、その早期完成は沿線住民の悲願となっている。

九州経済産業局等の試算では、東九州自動車道の未供用区間の整備により、全産業の合計で約3兆9,000億円の生産額が増加するとされており、県北部の「カーアイランド九州」や県南部の「東九州メディカルバレー」等の構想実現に欠かすことはできないものとなっている。さらに、東南海・南海地震が発生した場合には甚大な被害が懸念される東九州地域にとって、東九州自動車道は、大津波の影響を受けない基幹ネットワークとして、その整備が急務となっている。

大分県では、県南及び県北の未供用区間において、それぞれ国土交通省及び西日本高速道路株式会社により、トンネル工事の工程短縮に向けた取り組みなど事業の推進が図られているところであり、早期完成に向け大きな期待が寄せられている。

こうした中、これまで供用時期が示されていなかった佐伯～蒲江間について、今般、国土交通省から「平成28年度供用予定」として新たに公表されたところであり、1段階踏み込んだ対応として評価するところである。

しかしながら、高速道路は「つなげてこそネットワーク」であり、その一刻も早い構築のためには、北九州～大分～宮崎間の一体的な供用に向け、佐伯～蒲江間についても他の区間に合わせ、平成26年度に前倒しして供用することが必要である。

よって、国及び政府におかれては、九州を循環するネットワークの構築に向けた東九州自動車道の早期完成について、下記の事項に取り組むよう強く要望する。

記

- 1 平成26年度までに完成する他の区間と一体的な供用を図るため、供用予定を前倒しして、「佐伯～蒲江間」を平成26年度までに完成させること。
- 2 災害対応にも効果的な佐伯南IC(仮称)設置への支援を行うこと。
- 3 「築上～宇佐間」を平成26年度までに完成させること。
- 4 国が責任を持って、スピーディーに整備を進めるための必要な予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月24日

大分県別府市議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

国土交通大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

○議長（松川峰生君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第12号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君） 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第13号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（20番・永井 正君登壇）

○20番（永井 正君） 議員提出議案第13号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて提案理由の説明にかえさせていただきます。

李明博韓国大統領の言動に抗議し、政府に対韓国外交の見直しを求める意見書

韓国の李明博大統領は、8月10日に島根県・竹島に不法上陸をした。このような行為は、これまで連綿と築き上げられてきた日韓の信頼関係を根本から覆すものであると言わざるを得ない。日本政府は、この事態を深刻に受けとめ、韓国に対し、我が国の断固たる抗議の意思を伝えるとともに、早急に対応方針を固め、毅然とした措置をとらねばならない。

また、李大統領は、8月14日、天皇陛下の韓国訪問に言及し、「韓国を訪問したいなら、独立運動で亡くなった方々に対し心からの謝罪をする必要がある」と述べた。そもそも天皇陛下の韓国訪問については、李大統領が平成20年に来日した際、両陛下に直接招請したものであるにもかかわらず、今回、謝罪がなければ「訪韓の必要がない」などと発言することは、極めて礼を失するものであり、到底容認し得ない。看過することはできないこの問題を、政府は韓国政府に対して李大統領の謝罪及び撤回を強く求めるべきである。

さらに、李大統領は8月15日の「光復節」での演説で、いわゆる従軍慰安婦問題についても言及し、「日本の責任ある措置を求める」などと述べているが、そもそも1965年の日韓基本条約において、いわゆる従軍慰安婦問題等を含めた諸問題は「完全かつ最終的に解決」されており、かつ人道上の措置も講じている。

政府は、対韓融和路線をとり続け、朝鮮王室儀軌の返還では韓国に対して過剰に配慮し、韓国側の要求以上の返還に応じた。また、韓国が竹島への定期航路を就航させたことに対しても事前に抗議しないなど、しばしば国益を棄損する対応をし続けた結果、韓国の行動は歯どめが効かなくなっている。

よって、政府は、竹島問題の重要性に鑑み、韓国の行動に歯どめをかけるために、国際司法裁判所（ICJ）提訴にとどまらず、日韓通貨協定更新の見直しなど、対韓国外交の総合的見直しを検討すべきである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月24日

大分県別府市議会

内閣総理大臣
外務大臣
財務大臣
内閣官房長官 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

○議長(松川峰生君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松川峰生君) 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第13号については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松川峰生君) 起立多数であります。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第14号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(9番・松川章三君登壇)

○9番(松川章三君) 議員提出議案第14号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて提案理由の説明にかえさせていただきます。

香港民間団体による領海侵入及び尖閣諸島不法上陸に関する意見書

8月15日、香港の民間団体である「保釣行動委員会」の船が我が国領海に侵入し、乗組員の一部が、尖閣諸島の魚釣島に不法上陸をした。

今回の不法上陸に関して事前に予告があり、政府としても対応方針を決めていたはずであるにもかかわらず、みすみす不法上陸させることとなった。これらに対する一連の政府の対応は、我が国の国家主権も守れない愚行と言わざるを得ない。また、海上保安庁艦船に対してレンガ等を投げつけるなど、明らかに他に罪を犯した嫌疑があるにもかかわらず、出入国管理及び難民認定法第65条を適用し強制送還としたことは極めて遺憾である。

一昨年の中韓漁船衝突事案では、「那覇地検の判断」との名目で船長を釈放してしまい、我が国の外交及び危機管理において歴史上の汚点を残してしまった。これも、現政権の外交施策の姿勢に起因するものと言わざるを得ない。

よって、日本の国家主権を断固として守るために、以下の項目の実行を国及び政府に強く求める。

記

- 1 政府は、事実関係を明らかにするため、現場海域で撮影した映像を早急に公開すること。
- 2 政府は、今後同様の事案があった場合、厳正に対処するとともに、中国に対して再発防止を強く求めること。
- 3 尖閣諸島及びその海域の警備態勢・方針を抜本的に見直すとともに、領土・領海を守るために必要な法制度の整備、関係機関との連携、装備・人員の手当て等の拡充を急ぐこと。
また、南西諸島警戒を強化する施策を実行すること。
- 4 施設の整備などを通じた尖閣諸島の有人化と海の有効活用を図ること。また、島及び海域の安定的な維持管理を強化するための取り組みを早急に進めること。
- 5 尖閣諸島は歴史的にも国際法的にも我が国固有の領土であり、そもそも領土問題は存在しないという明確な事実を国際社会に示す外交努力を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月24日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
法務大臣
外務大臣
財務大臣
国土交通大臣
防衛大臣
内閣官房長官 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。(拍手)

○議長(松川峰生君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松川峰生君) お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松川峰生君) 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第14号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松川峰生君) 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第15号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(10番・市原隆生君登壇)

○10番(市原隆生君) 議員提出議案第15号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて提案理由の理由にかえさせていただきます。

税制全体の抜本改革の確実な実施を求める意見書

消費増税を柱とする社会保障と税の一体改革関連法案が8月10日に成立しました。成立した税制関連法案は、衆議院での審議段階において民主、自民、公明の3党合意に基づいてまとめられた修正案ですが、その中で、所得税や資産課税等の見直しを含む税制全体の抜本改革については、今後検討を加えた上で、平成24年度中に必要な法制上の措置を講ずるとされています。

消費税の増税に当たっては、低所得者の負担がより過重とならないようにするために、高所得者から低所得者への「富の移転」を促す税制の再分配機能を強化する必要があります。

さらに、これまで政府においては、高齢社会、人口減少社会の中で、持続可能な社会保障の構築とそれにかかる安定財源の確保など、経済社会の変化に対応した税制の構築に向けて、所得課税、法人課税、消費課税、資産課税等を含めた税制全般にわたる一体的な改革の必要性が議論されてきたところであり、税制の抜本改革を先送りすることなく実行に移すべきです。

そこで、修正合意に盛り込まれた所得税の最高税率の引き上げや、相続税・贈与税の見直しを初めとする税制全体の抜本改革について必要な検討を加え、消費税の8%への税率引き上げ前に改正し、確実に実施することを強く求めます。

あわせて、自動車取得税と自動車重量税についても、地方の財源に十分考慮しつつ、消費税との二重課税である取得税の廃止を含め抜本の見直しを行うことを求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 24 年 9 月 24 日

大分県別府市議会

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

○議長(松川峰生君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松川峰生君) お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松川峰生君) 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第 15 号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松川峰生君) 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第 16 号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(8 番・荒金卓雄君登壇)

○8 番(荒金卓雄君) 議員提出議案第 16 号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて提案理由の説明にかえさせていただきます。

自治体における防災・減災のための事業に対する国の財政支援を求める意見書

地方自治体が所有・管理する社会資本(道路橋梁、上下水道等)の整備は、高度経済成長期の発展とともに、昭和 40 年代後半から加速化した背景があり、現在多くの社会資本が改築期(建設後 30～50 年)を迎えています。

社会資本は生活の基盤であるだけでなく、災害時には住民の生命・財産を守る機能もありますが、近年の社会経済情勢による税収減少や社会保障関係経費の増加による自治体財政の悪化から、防災・減災の強化はおろか、社会資本の計画的修繕や改築すら進まない状況にあります。国土交通省の調査でも、自治体が管理する道路橋で老朽化のための補修が必要な全国およそ 6 万の橋のうち 89%が、厳しい財政状況などを背景に補修されないままになっていることがわかったとの報告がありました。

よって、政府におかれては、地方自治体共通の課題である社会資本の経年劣化対策等の防災・減災のための事業について、重点的な予算配分を行い、地方負担額の軽減措置を講じるよう要望します。具体的には、橋梁等の道路施設の長寿命化に資する耐震化や維持補修及びかけかえ、上下水道等の社会資本の老朽化の更新や維持補修、及び防災拠点となる庁舎等の耐震化等による防災機能強化について、補助採択基準の緩和や補助率の引き上げなど国庫補助制度の拡充、交付対象事業の範囲拡大等の財政支援を拡充することを強く求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 24 年 9 月 24 日

内閣総理大臣
総務大臣
文部科学大臣
農林水産大臣
国土交通大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

○議長(松川峰生君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松川峰生君) 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第16号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松川峰生君) 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第17号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(5番・森山義治君登壇)

○5番(森山義治君) 議員提出議案第17号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて提案理由の説明にかえさせていただきます。

伊方原発の再稼働に反対する意見書

政府は、過ぐる6月16日、関西電力大飯原発を再稼働させるという暴挙を行った。東京電力福島第1原発事故の検証はいまだ終わっていない。その原因は何であったのか、事故発生時の政府、東電の対応に問題はなかったのかについても、いまだ結論が出ていない。被災者は、仮設住宅に押し込められ、事故前の生活を奪われたままである。本来であれば事故の検証結果に基づいて、原子力安全委員会など専門家集団によって策定されるべき新安全基準も、いまだ暫定のままである。この状況での再稼働はいかなる原発においても許されるべきではない。

特に、四国電力の伊方原発においては、新たな活断層の存在が指摘される中で再稼働が検討されている。伊方原発3号炉において、プルトニウムを燃料とするプルサーマル発電が行われており、MOX燃料自体の強毒性や制御棒が効きにくくなるなどの安全上不利な特性がある。さらに高燃焼度燃料である「ステップ2燃料」が使用され、この2つが併用されることにより、双方の危険性が重複するという、他の原発にも増しての危険性を持つものである。このほかにも、老朽化に伴う金属疲労・腐食や応力腐食割れ、中性子照射脆化、加圧衝撃による機器の脆弱性など、さまざまな危険性が指摘されている。

また、伊方の沖合6キロメートルには中央構造線が走っており、断層帯につながる破碎帯等についての調査分析が求められる。既に政府の地震調査会でも、佐田岬沖の活断層が動く可能性があり、その際にはマグニチュード8クラスの地震発生があり得ることが指摘されている。

このような状況下での原発再稼働が本当に許されるのか。福島第1原発の放射能汚染地域を地図上で確認すると、同心円状で10キロメートル、20キロメートル、30キロメートルという数字そのものが当てにならず、伊方からの放射能の拡散は間違いなく大分県にも大きな被害を及ぼすこととなる。

よって、国及び政府においては、伊方原発の再稼働を認めないよう強く要望する。
以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 24 年 9 月 24 日

大分県別府市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
経済産業大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

○議長(松川峰生君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松川峰生君) お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松川峰生君) 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第 17 号については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松川峰生君) 起立少数であります。よって、本件は、否決されました。

次に、議員提出議案第 18 号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(3 番・手束貴裕君登壇)

○3 番(手束貴裕君) 議員提出議案第 18 号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて提案理由の説明にかえさせていただきます。

「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書

昨年の東日本大震災における我が国の対応は、当初「想定外」という言葉に代表されるように、緊急事態における取り組みの甘さを国民と世界に広く知らしめる結果となった。世界の多数の国々は、今回のような大規模自然災害時には「非常事態宣言」を発令し、政府主導のもとに震災救援と復興に対処しているのである。

我が国のように、平時体制のまま国家的緊急事態を乗り切ろうとすると、被災地で初動活動する自衛隊、警察、消防等が、部隊移動、私有物の撤去及び土地の収用等に手間取り、救援活動にさまざまな支障を来し、その結果、さらに被害が拡大することとなる。また、原発事故への初動対応のおくれは、事故情報の第 1 次発信先が国ではなく、事故を起こした東京電力当事者というところに問題がある。さらに言えば、我が国の憲法は、その前文に代表されるように平時を想定した文面となっており、各国に見られるように外部からの武力攻撃、テロや大規模自然災害を想定した「非常事態条項」が明記されていない。平成 16 年 5 月には、その不備を補足すべく、民主、自民、公明 3 党が「緊急事態基本法」の制定で合意したが、今日まで置き去りにされている。

このような中、中国漁船等尖閣事件、ロシア閣僚級のたび重なる北方領土の訪問、北朝鮮核ミサイルの脅威、竹島問題など、自然災害以外にも国民の生命、財産、安全を脅かす事態が発生している。

よって、国及び政府におかれては、今後想定されるあらゆる事態に備え、国民の生命と財産を守るため、「緊急事態基本法」を制定されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 24 年 9 月 24 日

大分県別府市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
外務大臣
文部科学大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
防衛大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

○議長(松川峰生君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松川峰生君) お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松川峰生君) 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第 18 号については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松川峰生君) 起立多数であります。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第 19 号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(12 番・猿渡久子君登壇)

○12 番(猿渡久子君) 議員提出議案第 19 号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて提案理由の説明にかえさせていただきます。

国民健康保険に対する国庫負担の増額等を求める意見書

現在、国民健康保険の加入者の多くは、高齢者など無業者の割合がふえ、さらに青年の非正規雇用者の加入などもふえています。そのため国民健康保険は事実上、低所得者ではかの医療保険に入れられない人々の医療保険となっています。

保険税が高くなった原因の 1 つとして、国が国庫負担率を引き下げたことが大きく影響しています。1984 年までは「かかった医療費の 45%」が国庫負担だったものが、それ以降「保険給付費の 50%」、つまり、かかった医療費の 38.5%に引き下げられました。それ以外にも市町村国民健康保険の事務負担金の国庫補助が廃止され、助産費補助金も改悪されています。その結果、市町村国民健康保険の総収入に占める国庫負担金の割合は、現在では 3 割に減っています。

また、生活困窮家庭がふえている状況を考慮すると、医療費助成制度は現物給付方式が望ましいため、全国の過半数の自治体で現物給付方式をとっています。にもかかわらず、厚生労働省は、現物給付方式を実施した自治体に対し、国民健康保険に対する国庫支出金の減額措置を行い、地域間格差を生み出しています。国民健康保険法第 1 条に定める目的

である「社会保障及び国民保健の向上に寄与する」ためにも、加入者が安心して必要な医療が受けられるようにするためにも、国及び政府におかれては、下記の項目を実現するよう強く要望します。

記

- 1 国民健康保険に対する国庫負担を増額すること。
- 2 国民健康保険会計に対する国庫支出金の減額措置を早期に撤廃すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 24 年 9 月 24 日

大分県別府市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。(拍手)

○議長(松川峰生君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松川峰生君) お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松川峰生君) 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第 19 号については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松川峰生君) 起立多数であります。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 5 により、議員派遣の件を議題といたします。

お手元に配付いたしておりますように、議員派遣の申し出があります。

お諮りいたします。各議員から申し出のとおり議員派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松川峰生君) 御異議なしと認めます。よって、各議員から申し出のとおり議員派遣することに決定いたしました。

なお、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に委任していただきたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松川峰生君) 御異議なしと認めます。よって、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に委任することに決定いたしました。

以上で、議事の全てを終了いたしました。

お諮りいたします。以上で平成 24 年第 3 回別府市議会定例会を閉会したいと思います。が、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松川峰生君) 御異議なしと認めます。よって、以上で平成 24 年第 3 回別府市議会

定例会を閉会いたします。

午前 11 時 20 分 閉会

